

2017. 1. 25

== 県内に流通していた食品の放射性物質検査結果をお知らせします。  
(牡蠣、ニンジン、牛乳) ==

■県内に流通していた食品の放射性物質検査を実施した結果、食品衛生法に基づく基準値を超える放射性物質は検出しておりません。

【検査結果】

発表日	検体	生産地 (水揚げ) 製造所	放射性セシウム (単位: Bq/kg)			検出限界		食品衛生法の判定	検体採取日	検査日
			結果			Cs-134	Cs-137			
			Cs-134	Cs-137	合計					
H29. 1. 25	牡蠣	宮城県	不検出	不検出	不検出	3.33	3.01	適	H29. 1. 23	H29. 1. 24
	ニンジン	千葉県	不検出	不検出	不検出	4.34	5.03	適		
	牛乳	群馬県	不検出	不検出	不検出	1.05	1.07	適		

【参考】食品中の放射性セシウムの基準値

食品群	基準値
飲料水	10 Bq/kg
牛乳	50 Bq/kg
乳児用食品	50 Bq/kg
一般食品	100 Bq/kg

- 県内に流通する食品の放射性物質検査については、次のアドレスをご覧ください。  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kurashi/shobo/genshiryoku/hoshasen/h24shokuhin/index.html>
- すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/hasshin/haishin.html>
- 放射線等に関する情報につきましては、長野県ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/shobo/genshiryoku/hoshasen/index.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課  
(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・最寄りの保健福祉事務所(保健所)食品衛生相談窓口